

2019年12月23日

福祉局長 出海 健次 様

大阪市職員労働組合民生支部

支部長 俳山 世紀

2020年度安全衛生・職業病に関する申し入れ

労働安全衛生法に規定されている「快適職場環境の形成の措置」とは、「労働者の安全と健康の確保」にとどまらない、積極的なとりくみを使用者に求めるものである。

組合員が、多様化・複雑化する市民ニーズへ真摯かつ積極的に対応するあまり、職業病問題を深刻化させるようなことはあってはならず、労働環境の絶え間ない改善とともに、有効な予防対策を確立していくことが重要となっている。

支部は、職場によっては恒常的な超過勤務の実態が見られ、組合員の心身の健康を管理していく上で放置できないほど極めて深刻な状態にあると認識している。こうしたことから、月45時間・年間360時間の超勤規制ルールへの遵守、および、休暇については、組合員の必要に応じ、かつ計画的な取得が可能な職場環境の確立が重要であると認識している。

局における安全衛生管理体制は、この間、拡充が図られてきたが、引き続き職場や労働者の実態に即した具体的実効ある対策の確立が必要であることから、次のとおり申し入れるので、誠意ある回答を求める。

記

1. 局に安全衛生委員会が設置されているが、職場の安全衛生に関して、その実態を把握し、問題があれば、その有効な解決策を委員全体で話し合えるよう、開かれた情報提供と開かれた議論を行うこと。
2. 超勤については、使用者責任として「時間外勤務の縮減にかかる指針」に則り、月45時間・年間360時間の規制ルールを遵守し、その規制を超える可能性のある組合員がある場合には、「仕事と人」とのあり方とともに業務量精査を含め、支部に情報提供を行うこと。また、ノー残業デーについては、引き続き定着化を図ること。
3. 36協定を締結している職場における超過勤務の実態を把握し、時間外労働の限度に関する基準が遵守されているかどうかを確認するとともに、使用者として責任ある対応を講じること。
4. 産業医の職場巡視、衛生推進者の研修など、安全衛生管理体制の機能を充実させること。
5. 職場安全衛生点検の結果をふまえ、施設設備の改善を行うこと。また、事務改善によって負担の軽減を図ること。事務機器を使用する作業については、「VDT作業基準」および「VDT作業における安全衛生指針」を遵守させること。

6. メンタルヘルス対策が講じられているが、相談しやすい体制や職場での支援体制など、その対応について、より一層の充実・強化を図ること。とりわけ、休職者の復職へ向けた支援に際しては、十分な配慮を行うこと。
7. 現在、メンタル面での罹病者には、休職からの復職に際して、段階的な過程が設けられているが、それ以外の罹病者に対しても、段階的な職務復帰と早期回復に向け、病休者・休職者等に対する「リハビリ勤務」の制度を設けるとともに、労働軽減措置を図る等の対策を講じること。
8. セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント相談窓口が開設されているが、相談しやすい体制づくりに努めるとともに、啓発活動を強化すること。

以 上